

笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

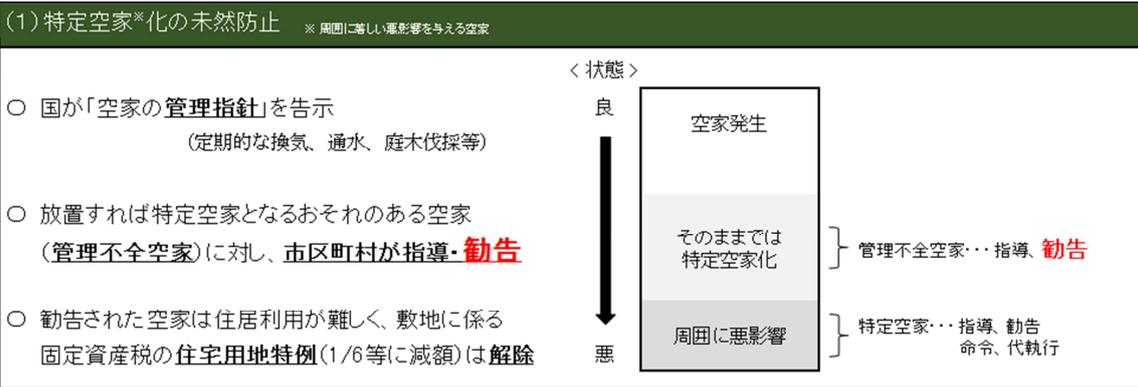
1. 改正の理由

令和5年6月14日に、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号。以下「改正法」という。）が公布され、同年12月13日に施行されたことに伴い影響する条例の一部を改正するものであります。

2. 改正の概要

市町村長が、管理不全空家等を指導した場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなる恐れが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について**勧告**することができることとなりました。

また、条項号の番号ずれが生じていることから、影響する条例の整備を行うものです。



3. 影響する条例

- (1) 笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例
- (2) 笠間市空家等対策協議会設置条例

4. 改正の内容

- (1) (2) 別紙、新旧対照表のとおり

5. スケジュール

令和6年	1月	パブリックコメント
令和6年	2月	全員協議会
令和6年	3月	議案上程
令和6年	4月～6月	周知期間
令和6年	7月	施行

管理不全空家等、特定空家等に対する措置手順

